

## 千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病児童等」とは、千葉県小児慢性特定疾病医療支援実施要綱第7条第2項により支給認定を受けた者をいう。

(給付対象者)

第3条 用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、日常生活を営むのに支障がある小児慢性特定疾病児童等であって、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 第5条に定める申請書の提出日において有効な千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「有効な医療受給者証」という。）を有する者
- (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定している者
- (3) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象としない者

(用具の給付)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目の欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる種目の区分に応じ、同表の性能の欄に掲げる性能を有するものとする。

2 用具の給付は、別表1の種目の欄に掲げる種目の区分に応じ、同表の対象者の欄に掲げる状態にある給付対象者に対して行うものとする。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 有効な医療受給者証の写し
- (2) 給付対象者の属する世帯の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し
- (3) 給付を受けようとする用具を製作又は販売する事業者が発行した当該用具の給付に係る経費の見積書

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請に係る給付対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、調査内容を審査のうえ、当該用具を給付する事業者（以下「事業者」という。）を定め用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付可否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、用具の給付をすることと決定した者（以下「給付決定者」という。）に対しては、事業者を記載した千葉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により給付決定者が負担する額は、別表2に定める額とする。

3 事業者の用具の給付に要する費用（以下「事業者費用」という。）が前項で定まった額を給付決定者が負担してもなお、残りの給付に要する費用が別表1の基準額を超える場合には、給付決定者はその費用から基準額を差し引いた額を負担するものとする。

（給付の手続）

第8条 給付決定者は、事業者から給付券と引換えに用具の給付を受けるものとする。

2 給付決定者は、前項の規定により給付を受ける際、第7条第1項及び第3項の規定により自己が負担する費用（以下「自己負担費用」という。）を事業者に支払うものとする。

（費用の請求等）

第9条 事業者は、前条第1項の規定により給付決定者に用具を給付したときは、給付決定者から提出を受けた給付券を添えて、事業者費用から自己負担費用を差し引いた額の費用を市長に請求するものとする。

2 市長は、前1項の規定による請求があったときは、当該費用を事業者に支払うものとする。

（給付の制限等）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により用具の給付を受けた者（以下「給付者」という。）に対し、別表1の種目の欄に掲げる当該用具の種目の区分に応じ、同表の耐用年数の欄に掲げる当該用具の耐用年数が経過しなければ、同種目の用具を給付しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 用具のうち紫外線カットクリーム、スチーム装具、人工鼻は、1給付対象者に対し、1年につき1回に限り給付するものとする。

3 用具の付属品については、その付属品が無いと当該用具が機能しない場合においてのみ認められるものとする。

（用具の管理等）

第11条 給付者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供してはならないものとする。

2 市長は、給付者が前項の規定に違反したときは、第9条第2項の規定により事業者に支払った費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（給付台帳の整備）

第12条 市長は、給付者に対する用具の給付の状況を明確にするため、千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

（千葉市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱）

2 千葉市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

別表 1

種 目	性 能	対 象 者	耐用年数	基準額
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	常時介助を要する者	8年	4,810円
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	5年	21,170円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能に障害のある者	8年	163,300円
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	8年	166,320円
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な者	8年	64,800円
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	入浴に介助を要する者	8年	97,200円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	自力で排尿できない者	5年	72,360円
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	寝たきりの状態にある者	5年	16,200円
車いす	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	下肢が不自由な者	5年	76,030円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	発作等により頻繁に転倒する者	3年	13,130円
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	60,910円
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	体温調節が著しく難しい者	1年	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの。	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	—	40,820円
ネブライザー(吸入器)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	38,880円
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	170,100円
ストーマ装具(蓄便袋)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工肛門を造設した者	—	111,460円
ストーマ装具(蓄尿袋)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工膀胱を造設した者	—	146,450円

人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	—	126,360円
-----	-----------------------------	---------------------	---	----------

備考 紫外線カットクリーム、ストーマ装具、人工鼻の基準額は、1年当たりの基準額とする。

別表 2

## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準 月額	加算基準 月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯 C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下 D1階層	3,450	350
		2,401～ 4,800円 D2 "	3,800	380
		4,801～ 8,400円 D3 "	4,250	430
		8,401～ 12,000円 D4 "	4,700	470
		12,001～ 16,200円 D5 "	5,500	550
		16,201～ 21,000円 D6 "	6,250	630
		21,001～ 46,200円 D7 "	8,100	810
		46,201～ 60,000円 D8 "	9,350	940
		60,001～ 78,000円 D9 "	11,550	1,160
		78,001～ 100,500円 D10 "	13,750	1,380
		100,501～ 190,000円 D11 "	17,850	1,790
		190,001～ 299,500円 D12 "	22,000	2,200
		299,501～ 831,900円 D13 "	26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000円 D14 "	40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000円 D15 "	42,500	4,250
		1,632,001～ 2,302,900円 D16 "	51,450	5,150
		2,302,901～ 3,117,000円 D17 "	61,250	6,130
		3,117,001～ 4,173,000円 D18 "	71,900	7,190
		4,173,001円以上 D19 "	全 額	
			左の徴収基準 月額の10%。 ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円	

## 備考

### 1 徴収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

- ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせる者である。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
- ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。））第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。））に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

#### (3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

### 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

### 5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

